

船舶事故調査報告書

令和7年11月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	令和6年10月23日 14時30分頃
発生場所	沖縄県名護市部瀬名岬東方沖（幸喜ビーチ） 部瀬名岬三等三角点から真方位088°1,260m付近 （概位 北緯26°32.5′ 東経127°57.0′）
事故の概要	水上オートバイKA-24-KISE-02は、浮体をえい航して遊走中、遊泳者1人に接触し、同遊泳者が負傷した。
事故調査の経過	令和6年11月19日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ KA-24-KISE-02、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	296-28228 沖縄、株式会社シーサー
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、マーブルと称するトーイングチューブに搭乗者4人を乗せてえい航し、幸喜ビーチ（以下「本件砂浜」という。）の約200m沖を、時計回りに旋回しながら繰り返し遊走していた。</p> <p>船長は、本件砂浜と本件砂浜の沖約60mにある岩（以下「本件岩」という。）との間を通過して本件岩南南西方に設置された乗降場所に戻るつもりで本船を南西進させた。</p> <p>船長は、本船の約70～80m前方を南東進していた仲間の水上オートバイ（以下「僚船」という。）も、乗降場所に戻っているように見えたので、僚船の後に乗降場所に戻ることとし、沖に出すつもりで本件岩の西側に向けて本船を約15km/hの対地速力で右に旋回させたところ、本船の右舷側が遊泳者（以下「本件遊泳者」という。）に接触した。</p> <p>船長は、白波にぶつかって衝撃を感じたと思っていたが、僚船の船長が指さしていた本船の後方を見たところ、本船の約10m後方に救助を求めている本件遊泳者を認めた。</p> <p>船長は、本件遊泳者と接触したことを知り、本件遊泳者に接近して本船の後部から本件遊泳者を本船に引き上げ、後部座席に乗せて乗降場所に戻った。</p> <p>本件遊泳者は、救急車で名護市の病院に搬送され、左前側頭部打撲</p>

及び溺水と診断された。

(写真1、図1 参照)



写真1 本件砂浜（北東側）の状況



図1 事故発生経過概略図

船長は、本事故前、本件岩から離れた沖の方で本件遊泳者を見掛けたのが最後であったので、本件岩の近くに本件遊泳者はいないと思い、前方の僚船や後方のトーイングチューブの状況を見ていて、進行方向をよく見ていなかった。

本件遊泳者は、本事故当時、1人でスノーケリングをしながら、沖合のさんご礁を見た後、本件砂浜に向かって泳いでいた。

本件遊泳者は、水着と黒色のラッシュガードを着用し、白色のパイプが付いたスノーケルマスク、白色と青色のフィンを装着していた

	<p>が、ライフジャケットは着用していなかった。</p> <p>沖縄県警察本部では、スノーケリングを行う際、ライフジャケットやウェットスーツを着用して浮力を確保した上、2人以上で行うことなど、マリンレジャーの際の注意事項をテレビ報道やホームページ等を通じて呼び掛けていた。</p> <p>沖縄県警察本部では、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）の海水浴場開設者の事故防止等の措置に関する規定に基づき、海水浴場開設者は、遊泳者が安全に遊泳することができる区域（以下「遊泳区域」という。）を明示するよう努めなければならない旨を定めていた。</p> <p>本件砂浜は、南西側から北東側にかけて約700m続く砂浜で、自然海岸という位置付けであり、海水浴場として管理されておらず、遊泳区域が設定されていなかった。</p> <p>海上保安庁のウォーターセーフティガイド^{*1}には、安全に海水浴を楽しむため、事前に地方自治体のホームページ等で開設されている海水浴場に関する最新情報を入手し、遊泳区域が明示されライフセーバーや監視員等が配置されている適切な安全管理が行われている海水浴場を選ぶように、また、自然海岸等の一般海岸では例年多くの水難事故が起きているため遊泳を行わないように記載されている。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、浮体をえい航して右に旋回中、船長が、本件岩の近くに本件遊泳者はいないと思い、前方の僚船や後方のトーイングチューブの状況を見ていて、進行方向の見張りを適切に行っていなかったことから、本件遊泳者に気付かず本船が接触し、本件遊泳者が負傷したものと考えられる。</p> <p>本件砂浜は、自然海岸という位置付けであり、海水浴場として管理されておらず、遊泳区域が設定されていなかったことから、本事故当時、船舶の航行区域と遊泳区域が区分けされていない状況であったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、遊泳区域が設定されていない本件砂浜において、本船が、浮体をえい航して右に旋回中、船長が、進行方向の見張りを適切に行っていなかったため、本件遊泳者に気付かず、本件遊泳者に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水上オートバイの船長は、遊泳区域が設定されていない自然海岸を航行する場合、遊泳者がいる可能性を考慮し、進行方向の見張りを適切に行うこと。 ・ 遊泳者は、安全に海水浴を楽しむため、事前に地方自治体のホー

*1 海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」URL : <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>

ムページ等で海水浴場に関する最新情報を入手し、遊泳区域が明示され、ライフセーバーや監視員等が配置されるなど適切な安全管理が行われている海水浴場を選ぶことが望ましい。

- ・スノーケリングを行う際には、ライフジャケットやウェットスーツを着用して浮力を確保した上、2人以上で行うことが望ましい。